

8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。

《背景》

(1) グローバリゼーションの進展

経済のグローバル化・ボーダレス化が急速に進む中、日本企業は国境を越えた事業活動を活発化させている。海外直接投資も急増し、最近では業種を越えた海外企業との提携、協力が展開されている。

(2) 開発途上国における貢献

グローバル化、IT化の進展は、先進国と開発途上国との経済格差をますます広げ、また環境破壊などグローバル化の負の側面が改めて認識されるなど、先進国と途上国との軋轢・対立が深まっている。こうした中、自社の利益を追求するだけでなく、現地社会の発展にいかに関与するかという視点から経営にあたるのが求められている。

(3) 外国公務員贈賄を含む不正・腐敗問題に対する世界的な意識

国内同様、海外での商取引においても、公正な競争が行われねばならない。特に外国公務員に対する贈賄といった不正行為は防止しなければならない。こうした考えから、OECDの「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に関する交渉が開始され、現在OECD加盟国など35カ国が署名している。わが国も1998年9月に、同条約の国内実施法である「不正競争防止法」が一部改正され、外国公務員に対する贈賄行為に対して厳しい両罰規定が設けられた。また、国連においても、国内公務員に関する贈収賄や外国公務員に対する贈賄等の規制を含んだ「腐敗の防止に関する国際連合条約」が2003年に署名され、わが国も署名している。このように不正・腐敗問題に関する意識が世界的に高まっていることを認識する必要がある。